

水産庁

[水産庁について](#)[政策について](#)[分野別情報](#)[報道・広報](#)[申請・お問い合わせ](#)[ホーム](#) > [whale](#)[コンテンツ](#)[トップページ](#) / [プレスリリース](#) / [捕鯨を取り巻く状況](#) / [鯨類の座礁・混獲](#) / [鯨類科学調査](#)
[鯨肉について](#) / [資料集](#) / [よくある質問](#)

捕鯨の部屋 トップページ

[捕鯨をめぐる情勢（令和5年9月）](#) (PDF：7,733KB)[平成30年12月26日内閣官房長官談話（商業捕鯨の再開）](#)[Statement by Chief Cabinet Secretary on 26 Dec. 2018 \(Resumption on Commercial Whaling\)](#)

捕鯨業について

大型鯨類（イワシクジラ、ニタリクジラ、ミンククジラ）

農林水産大臣による許可に基づき、母船式捕鯨業及び基地式捕鯨業において、3種の大型鯨類を対象とした捕獲が行われています。

令和5管理年度（2023年）

[令和5管理年度の捕鯨業のTAC（漁獲可能量）当初配分数量について](#) (PDF：113KB)

漁獲可能量（TAC）配分数量の期中改訂

[令和5管理年度におけるニタリクジラの漁獲可能量（TAC）配分数量の期中改訂について](#) (PDF：115KB)

令和4管理年度（2022年）

[令和4管理年度の捕鯨業のTAC（漁獲可能量）当初配分数量について](#) (PDF：60KB)

（TAC管理についての詳細は[資源管理の部屋](#)「TAC（漁獲可能量）による管理」を参照）

漁獲可能量（TAC）配分数量の期中改訂

[令和4管理年度におけるミンククジラの漁獲可能量（TAC）配分数量の期中改訂について](#) (PDF：52KB)[令和4管理年度におけるニタリクジラの漁獲可能量（TAC）配分数量の期中改訂について](#) (PDF：123KB)

捕獲可能量及び漁獲可能量（TAC）配分数量の更新

[ミンククジラの捕獲可能量及び漁獲可能量（TAC）配分数量の更新について\(PDF：132KB\)](#)

別紙1：[改訂管理方式（RMP）に沿って算出された北西太平洋ミンククジラの捕獲可能量の改訂について\(PDF：3,490KB\)](#)

別紙2：[北西太平洋ミンククジラの捕獲可能量の改定案に対する独立科学者グループによるレビュー報告書\(PDF：766KB\)](#)

[Revision of catch limit and allocation of TAC for minke whale\(PDF：107KB\)](#)

Appendix 1：[Revision of the catch limit for western North Pacific common minke whales calculated in line with the Revised Management Procedure \(RMP\)\(PDF：2,118KB\)](#)

Appendix 2：[Report of a panel appointed to review a proposed revision of the catch limit for western North Pacific common minke whales\(PDF：298KB\)](#)

令和3年（2021年）

[令和3年の捕鯨業の捕獲枠について\(PDF：65KB\)](#)

捕獲枠の追加配分

[捕獲枠の追加配分について（令和3年9月10日）\(PDF：164KB\)](#)

令和2年（2020年）

[令和2年の捕鯨業の捕獲枠について\(PDF：74KB\)](#)

捕獲枠の追加配分

[捕獲枠の追加配分について（令和2年10月9日）\(PDF：161KB\)](#)

[捕獲枠の追加配分及び変更について（令和2年9月3日）\(PDF：165KB\)](#)

令和元年（2019年）

[商業捕鯨の再開について（令和元年7月1日）](#)

[大型鯨類を対象とした商業捕鯨のための捕獲枠の設定について\(PDF：207KB\)](#)

別紙1：[IWCの改訂管理方式（RMP）に沿って計算された北西太平洋イワシクジラ、ニタリクジラ及びミンククジラの捕獲可能量\(PDF：4,392KB\)](#)

別紙2：[日本の科学者から提出された日本の商業捕鯨のための捕獲可能量にかかる提案に対する独立科学者グループによるレビュー報告書\(PDF：407KB\)](#)

別紙3：[「日本の科学者から提出された日本の商業捕鯨のための捕獲可能量にかかる提案に対する独立科学者グループによるレビュー報告書」に対するコメント\(PDF：354KB\)](#)

[Setting Catch Quotas of large whales for Commercial Whaling\(PDF：170KB\)](#)

Appendix 1：[Catch limits for western North Pacific sei, Bryde's and common minke whales calculated in line with the IWC's Revised Management Procedure \(RMP\)\(PDF：4,042KB\)](#)

[Appendix 2 : Report from the group of independent scientists requested to review the proposal from Japanese scientists for catch limits for Japanese commercial whaling\(PDF : 234KB\)](#)

[Appendix 3 : Comments on the 'Report from the group of independent scientists requested to review the proposal from JRT for catch limits for Japanese commercial whaling'\(PDF : 146KB\)](#)

[RMPとは\(PDF : 334KB\)](#)

捕獲枠の追加配分

[捕獲枠の追加配分について（令和元年11月5日）\(PDF : 94KB\)](#)

[捕獲枠の改訂について（令和元年10月21日）\(PDF : 112KB\)](#)

[捕獲枠の追加配分について（令和元年8月30日）\(PDF : 157KB\)](#)

小型鯨類（ツチクジラ、ゴンドウクジラ等）

農林水産大臣による許可に基づき、小型捕鯨業において、ツチクジラ等の小型鯨類を対象とした捕鯨が行われています。これらの種は、IWCの管理対象種ではないため、商業捕鯨モラトリアムの間も我が国において捕獲が行われていました。

小型鯨類（イルカ）

「クジラ」と「イルカ」には、生物学的には明確な差異はなく、比較的小型の鯨類のことを「イルカ」と言い慣わしています。

この「イルカ」を対象としたいか漁業は、関係道県知事の許可の下で操業されています。対象となる鯨種はゴンドウクジラ、ハンドウイルカ、スジイルカ等10種です。捕獲枠については、国立研究開発法人 水産研究・教育機構 国際水産資源研究所が実施する調査結果に基づき、種別に資源量推定や捕獲可能量を算出の上、漁業実態に合わせて関係道県に配分されています。

鯨種別捕獲枠は以下のとおりです。なお、鯨種別捕獲枠は、関係道県の要望や関係道県間の調整の結果により、許容捕獲頭数の範囲内で漁期中に変更することがあります。

[令和5\(2023\)年度漁期のいるか漁業の鯨種別捕獲枠\(PDF : 93KB\)\(PDF : 181KB\)](#)

鯨肉生産量等の推移（食料需給表より作成）

[令和3年度（概算値）\(PDF : 96KB\)](#)

鯨肉に含まれる水銀について

鯨や魚の肉は、良質なタンパク質や血管障害の予防等に有効とされる多価不飽和脂肪酸を多く含み、健康的な食生活を営む上で重要な食材です。一方で、これらの肉には、食物連鎖によって自然界に存在する水銀が取り込まれ、生態系の高次に位置する鯨類等は、自然界の食物連鎖を通じて、他の魚介類と比較して、水銀濃度が高くなるものが見受けられます。

和歌山県太地町は、鯨肉に含まれる水銀による町民の健康への影響を調査するため、国立水俣病総合研究センター等の協力を得て、平成21（2009）年度から同23（2011）年度にかけて成人を対象に、同24（2012）年度から同29（2017）年度にかけて小学生を対象として、毛髪及び神経学的検査を実施しました。この結果、水銀による健康影響は認められず、むしろ、健康のためにはオメガ3系高度不飽和脂肪酸を多く含む鯨肉を食べた方が良いとの結果が得られました。

なお、水銀に関する近年の研究報告において、低濃度の水銀摂取が胎児に影響を与える可能性を懸念する報告がなされていることを踏まえ、妊娠中の魚介類の摂取について、厚生労働省が「妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項」を公表しています。

[太地町による調査結果](#)

[国立水俣病総合研究センターによる研究成果](#)

[厚生労働省（妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項）](#)

お問合せ先

資源管理部国際課

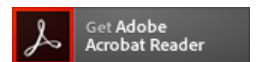
担当者：捕鯨室

代表：03-3502-8111（内線6762）

ダイヤルイン：03-3502-2443

FAX番号：03-3504-2649

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。



公式SNS



イベント情報

関連リンク集

農林水産省
トップページへ

水産庁

住所：〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
電話：03-3502-8111（代表）[代表番号へのお電話について](#)
法人番号：3000012080003

ご意見・お問い合わせ

アクセス・地図

[サイトマップ](#)

[プライバシーポリシー](#)

[リンクについて・著作権](#)

[免責事項](#)